

名張市

高齢者福祉サービス

利用の手引き

令和 7 年度版（2025 年 4 月～）

- ・ 紙おむつ等給付事業
- ・ 配食サービス事業
- ・ 軽度生活援助事業
- ・ 緊急通報システム事業
- ・ ひとり歩き高齢者等支援サービス事業

在宅での暮らしを
サポートします！



【お問い合わせ先】

名張市役所 福祉子ども部 介護・高齢支援室

Tel 0595-63-7599

Fax 0595-63-4629

手引きに記載の事業対象者や申請方法等、ご不明な点があればお問い合わせください。

紙おむつを毎月ご自宅にお届けします（要介護1～5の方）

名張市紙おむつ給付事業

在宅で生活しており、失禁状態にある要介護1～5の認定を受けている高齢者等に毎月1種類、紙おむつ等を給付します。

対象者

次の①～④の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 名張市の介護保険被保険者（第1号・第2号被保険者）
- ② 名張市に住所を有し、**在宅で生活している**
- ③ 介護保険法の規定に基づく要介護認定で**要介護1～5**に該当
- ④ 失禁状態にあるため、昼夜問わず、おむつの使用が必要



※在宅生活への支援を目的としていますので、病院への入院、介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院）、認知症高齢者グループホーム、特定施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）に入所又は入居されている場合は給付の対象外となります。

利用者負担

1か月当たり500円

利用の流れ

1. 「名張市紙おむつ等給付事業利用申請書」を、名張市役所 1 階介護・高齢支援室か、「まちの保健室」に提出します。
※申請書は、介護・高齢支援室及び「まちの保健室」で配布。市ホームページからも出力可。
2. 市が利用の可否について審査し、その結果を通知します。
3. 利用が決定すれば、紙おむつ等給付提供事業者（高田紙業有限会社）が、紙おむつ等をご自宅へお届けします。
※配達日は、地区によって異なります。配達先は自宅以外も設定できます。
※15日（休日の場合は翌営業日）までの利用決定であれば、決定日の属する月から配達します。
4. 初回の配達時に、事業者から年間分の利用券を購入してください。
※年間分（利用開始月から3月までの月数分×500円）を一括してお支払いください。
※利用券は紛失等を防ぐため、事業者が保管します。
※一度お受け取りになられた紙おむつ等は、返品・交換できません。
※停止・廃止の際は、精算し、差額を事業者より返金いたします（停止の場合は年度末に精算）。
5. 「おむつの種類を変更したい」「利用を一時停止したい」等の場合は、居宅介護支援事業所又は介護・高齢支援室（☎ 63-7599）へご連絡ください。
※変更等の対応月は以下の通りですが、対応が難しい場合もありますので、早めにご連絡ください。
 - ▶ 紙おむつ等の種類の変更は、市に連絡いただいた翌月から対応
 - ▶ 停止・廃止は、配達前日までに市に連絡いただければ、当月から対応（配達当日は要相談）
 - ▶ 再開は、15日（休日の場合は翌営業日）までに市に連絡いただければ、当月から対応

配布品目

次の1～5のいずれか1種類の紙おむつ等を月に1回お届けします

※奇数・偶数月で異なる種類の配達可（例／奇数月：パンツM、偶数月：パッド男女兼用）

1. パンツタイプ 歩行や座位保持が可能な方に。吸収量と動きやすさを兼ねた製品（※）をご用意

▼ S・M・L・LL・XLの5サイズから選択してください

ウエストサイズ		目安吸収量	配布枚数
S	50cm～70cm	約 600cc	22 枚／月
M	60cm～90cm	約 600cc	20 枚／月
L	75cm～100cm	約 600cc	18 枚／月
LL	90cm～125cm	約 600cc	16 枚／月
XL	100cm～140cm	約 600cc	14 枚／月



はくタイプ

※一定の吸収量を確保した製品のため、動きやすさ重視の「うす型」タイプに比べ装着時にゴワつきを感じる場合があります。

2. テープタイプ 寝て過ごすことが多い方に。交換しやすく、体にぴったり装着できます

▼ S・M・Lの3サイズから選択してください

ヒップサイズ		目安吸収量	配布枚数
S	57cm～87cm	約 460cc	34 枚／月
M	70cm～110cm	約 480cc	30 枚／月
L	85cm～125cm	約 530cc	26 枚／月



テープで
とめるタイプ

3. 尿取りパッドタイプ おむつと併用することで経済的に使えます

▼ 「男女兼用」・「多量タイプ」の2タイプから選択してください

▼ 吸収量・用途に合わせてタイプを選べます

	男女兼用	多量タイプ（夜用）
		
サイズ	21cm×49cm	32cm×62cm
目安吸収量	約 450cc	約 840cc
配布枚数	120 枚／月	60 枚／月

4. フラットタイプ

▼ おむつカバーと一緒に使います

サイズ	30cm×72cm
目安吸収量	約 510cc
配布枚数	90 枚／月



5. 大人用おしりふき

▼ トイレに流せるタイプです

サイズ	20cm×29.5cm
配布個数	50 枚入×5 個／月



※吸収量・大きさはカタログ値です。

※排尿量の目安は1回あたり150ml～250ml程度といわれています。

単身高齢者などを対象に、配食と安否確認を行います

名張市配食サービス事業

在宅で生活をしている調理が困難な単身高齢者等に対して、定期的にご自宅を訪問し、栄養の調和のとれた食事（治療専門食ではありません）を提供し、安否確認も行います。

対象者

次の①～③の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 名張市に住所を有し、**在宅で生活している**
- ② 老化による身体機能の衰弱、心身の障害及び傷病等の理由で調理が困難
- ③ **65歳以上の単身高齢者、あるいは、高齢者のみの世帯に属している**



※次の場合は利用対象となります。

- ▶ 65歳未満の同居人がいる場合でも、同居人が障害等により調理が困難であると認められる場合は、利用対象となります。
- ▶ 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者で要介護または要支援に該当し、単身あるいは高齢者と同じ世帯に属している場合は、利用対象となります。

※次の場合は利用対象となりません。

- ▶ 65歳未満の同居人がいる場合は、別世帯でも利用対象となりません。
- ▶ 実質は別居状態にあっても、65歳未満の方が同住所で住民票を登録している場合は利用対象となりません。

サービス内容

- ・配食の利用は、1人当たり1日1食で、夕食を対象とします。
- ・利用回数は週3回を限度とします。
- ・食事を提供するとともに、利用者の安否・体調確認をします。
- ・配食利用日は、月曜日から土曜日まで（日曜日、年末年始の休日等を除く）で、以下のとおり地域によって利用できる曜日が異なります。

地区	地域	利用可能曜日	配食事業者
第1地区	名張、鴻之台・希央台、錦生、赤目、箕曲、百合が丘、国津、つつじが丘	月・水・金	株式会社はこぜん (☎ 41-0835)
第2地区	蔵持、梅が丘、薦原、美旗、比奈知、すずらん台、桔梗が丘	火・木・土	

※円滑にサービスを実施させていただくための地域割ですので、希望によって曜日や事業者を変更することはできません。

利用者負担

1食当たり 430 円（食材料費等の実費）



利用の流れ

1. 「名張市配食サービス事業利用申請書」と利用にあたっての「誓約書」を、名張市役所 1 階介護・高齢支援室か、「まちの保健室」に提出します。

※申請書等は、介護・高齢支援室及び「まちの保健室」で配布。市ホームページからも出力可。

※要支援認定者は、地域包括支援センターにご相談ください。

2. 市が利用の可否について審査し、その結果を通知します。

3. 利用が決定すれば、配食事業者が、指定の配達日にお弁当をお届けします。

あわせて安否確認を行います。

※通常、利用決定から概ね 1 週間後に配達が始まります。

※夕食の配達時間はおおむね午後 4 時～午後 6 時です。

※安否確認や緊急時に備えて、利用者の情報を配食事業者のほか、民生委員、居宅介護支援事業所（利用者との契約がなされている場合）に提供します。

※事前に、不在時にお弁当を配達できる箱（クーラーボックスや発泡スチロールの箱等）をご準備ください。事業者の協力により、希望者には、配食ボックスの貸し出しも可能です（数に限りがありますので、希望に沿えない場合があります）。



4. 利用者負担金（1食当たり 430 円）は配食事業者にお支払いください。

※支払方法については、初回配達日等に配食事業者にご相談ください。

5. 「利用を一時停止・再開したい」等の場合は、配食事業者（株式会社はこぜん ☎ 41-0835）へご連絡ください。

利用の際の注意事項

- ・ムース食や糖尿病、透析治療中の方等のためのカロリー調整食、治療専門食等には対応していません。きざみ食については対応可能ですので、申請書の特記事項欄にご記入ください。
- ・アレルギーについては、特記事項欄にご記入いただいたアレルギー食材をおかずから除く対応は可能ですが、鍋を分けるなど、専用の器具の使用はしていませんのでご注意ください。

単身高齢者などの、ちょっとした暮らしの困り事を支援

名張市軽度生活援助事業

在宅の単身高齢者等に対して、自立した生活を継続していただくことなどを目的に、掃除や洗濯など軽易な日常生活上の援助を行います。

対象者

次の①～③の要件を**全て満たす方**が対象です。
※世帯につき**1名**の申請・登録となります。



- ① 名張市に住所を有し、**在宅で生活している**
- ② 老化等の理由により、在宅生活を継続するために軽度な日常生活上の援助が必要
- ③ **65歳以上の単身高齢者又は高齢者のみの世帯に属している**

※次の場合は利用対象となります。

- ▶ 65歳未満の同居人がいる場合でも、同居人に障害等があるため、高齢者に支援が必要であると認められる場合は、利用対象となります。
- ▶ 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者で要介護または要支援に該当し、単身あるいは高齢者と同じ世帯に属している場合は、利用対象となります。

※次の場合は利用対象となりません。

- ▶ 65歳未満の同居人がいる場合は、別世帯でも利用対象となりません。
- ▶ 実質は別居状態にあっても、65歳未満の方が同住所で住民票を登録している場合は利用対象となりません。

サービス内容

市が事業を委託している事業者（名張市シルバー人材センター）による次のサービスが対象です。

- ▶ 家屋の掃除・整理整頓、洗濯、買物、調理
- ▶ 外出支援（付き添い等の支援。交通手段は利用者で準備してください）
- ▶ 庭の草引き、庭掃除
- ▶ その他日常生活に必要であり、提供可能な軽易な援助

※あくまでも軽易な日常生活上の援助となりますので、庭木の剪定や草刈り（機械刈り）、家具の移動、粗大ごみの搬出、脚立を使わなければならない換気扇や天井、エアコン等の掃除、照明の入替などは事業の対象となりません。こういった支援については、名張市シルバー人材センター（☎ 63-6800）へ直接お問い合わせください。

利用時間

- ・利用時間は、**1回につき最低1時間以上**とし、30分単位で利用できます。
 - ・利用は、**利用対象者が属する世帯につき1か月あたり合計4時間が限度**となります。
- ※1世帯につき1名の登録になります。

利用者負担

1時間当たり 650 円

- ※1時間未満の利用でも650円が必要。
1時間以降は30分単位で料金が加算されます。
※サービスに必要な材料や交通費などの実費は、利用者の負担となります。



利用の流れ

1. 「名張市軽度生活援助事業利用申請書」を、名張市役所 1 階介護・高齢支援室か、「まちの保健室」に提出します。
※申請書は、介護・高齢支援室及び「まちの保健室」で配布。市ホームページからも出力可。
※要支援認定者は、地域包括支援センターにご相談ください。
2. 市が利用の可否について審査し、その結果を通知します。また、事業者（名張市シルバー人材センター）とまちの保健室に利用者情報を提供します。
3. 利用決定通知書が届いたら、通知書に記載の「利用開始日」以降に事業者 서비스에 利用したい旨、直接ご連絡ください。事業者から、サービス内容等の希望について聞き取りがありますので、その後にサービスの利用が可能となります。
※事業者への連絡から2週間程度かかる場合があります。



4. 2回目以降は、事業者と利用日時、内容などを調整してサービスを利用してください。
5. 利用時間数に応じた事業者からの請求に基づいて利用者負担金（1時間当たり650円）をお支払いください。
※支払方法等については、事業者にご相談ください。

◎ 転居等により高齢者のみ世帯でなくなった、施設入所された等、利用対象外となった場合は、介護・高齢支援室（☎ 63-7599）へ必ずご連絡ください。

単身高齢者などを対象に、緊急時の連絡・援助体制を確立

名張市緊急通報システム事業

在宅で一人暮らしをしている高齢者等で緊急時の連絡・援助体制を確保する必要がある方に対して、24 時間体制で急病等の緊急時の連絡が可能な通報機器を貸し出します。

対象者

次の①～②の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 名張市に住所を有しており、**在宅の一人暮らし**又は同居人の全てが定期的かつ継続的に就労等により外出するため長時間一人で在宅している**一人暮らしに相当する方**
- ② 緊急時の連絡、援助体制の確立が必要な、65歳以上の脳疾患又は心臓疾患の既往歴がある方



利用者負担

※毎月、初日時点の世帯における課税状況の確認を行います。

- ・世帯全員が市民税非課税の方：サービス利用時の電話回線使用料(電話代)のみ
- ・市民税課税世帯の方：1か月当たり 1,000 円 + サービス利用時の電話回線使用料(電話代)

サービス内容

- ・緊急時に簡単な操作で外部に連絡できる通報装置（電話機の付近に設置する親機）と携帯可能なペンダント型子機を貸し出します。

※NTT アナログ電話回線が必要です。ADSL、ISDN、光電話などの回線についても対応可能ですが、利用に当たっては別途同意書が必要です。ただし、無線式の回線、IP 電話（050 から始まる電話番号）やビジネスホンでは利用できません。

- ・緊急時に通報装置のボタンを押すことで、受信センターにつながり、利用者の状況確認がなされます。必要に応じて、あらかじめ登録された地域協力員に駆けつけてもらうことで、家庭内での急病や事故に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。



緊急時の通報から安否確認・援助までの流れ

- ① 利用者が、緊急時に緊急通報装置又は携常用ペンダントの「緊急」ボタンを押すと、受信センターに通報が入ります。

※このほか、利用者が健康状態の相談を行いたい場合に緊急通報装置の「相談」ボタンを押すと、同じく受信センターにつながります。

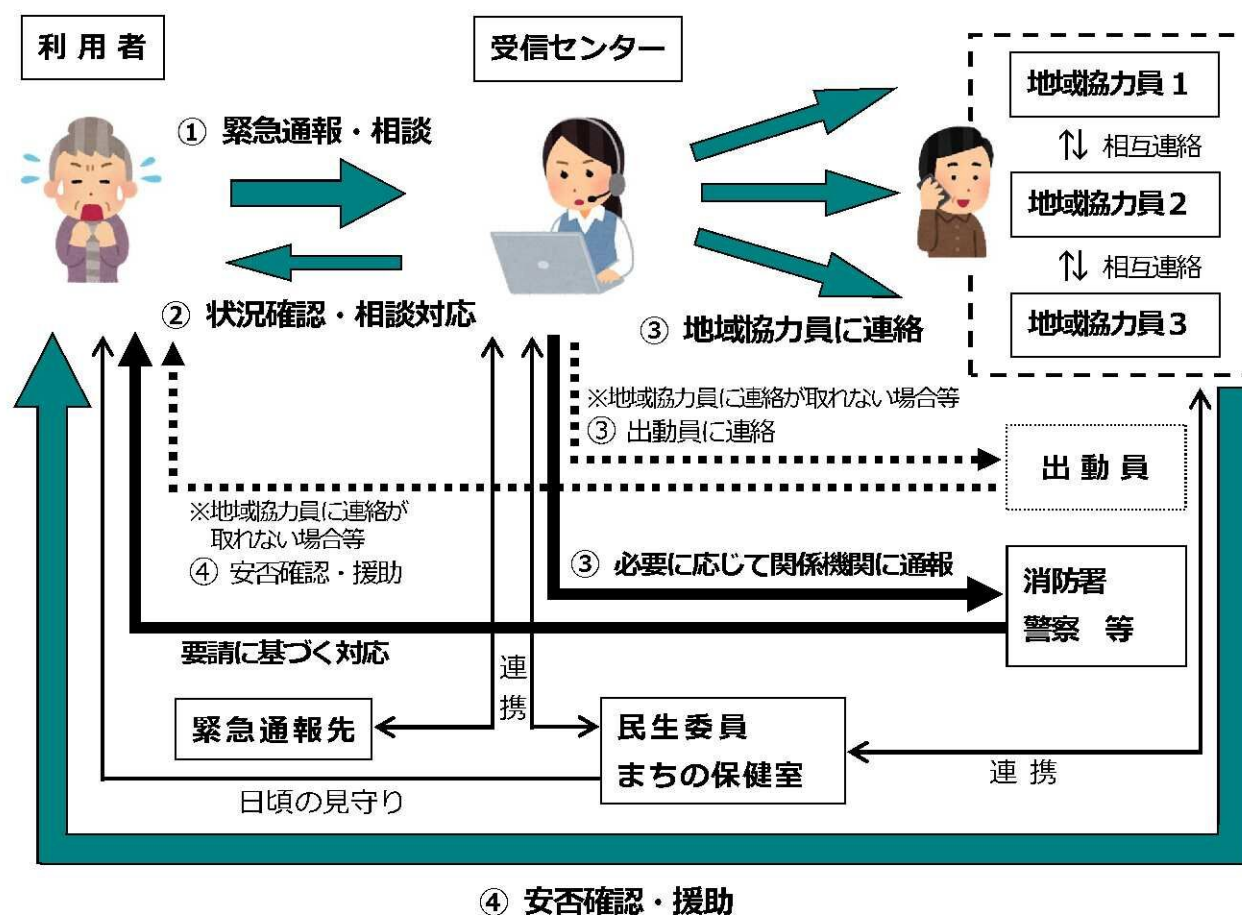
- ② 受信センターにて利用者の状況を確認します。

※利用者から健康相談を受けた場合で、継続的な対応が必要なときは、必要に応じて利用者が緊急連絡先に指定された方と連携をとりながら、地域協力員や民生委員、まちの保健室に連絡し、利用者の問題解決や不安解消に努めます。

- ③ 現場確認が必要な場合は、申請時に決めていただいた「地域協力員」に連絡します。必要に応じて民生委員、まちの保健室にも連絡するほか、関係機関（消防署、警察等）に通報します。

- ④ 連絡を受けた「地域協力員」は、本人の安否確認等の援助を行います。

※地域協力員への連絡が取れない又は地域協力員が即座に駆けつけることができない場合は、事業者が確保した「出勤員」に連絡を取り、地域協力員に代わって本人の安否確認等の援助を行います。



利用の流れ

1. 次の書類を名張市役所 1 階介護・高齢支援室か、「まちの保健室」に提出します。
 - ・名張市緊急通報システム事業利用申請書
 - ・緊急時に安否確認や援助などを行っていただく「地域協力員」承諾書（3 人分）
 - ・事業利用に当たっての誓約書
 - ・脳疾患や心臓疾患の既往歴のあることが確認できる書類（診断書やお薬手帳の写し等）

※ 申請書等は、介護・高齢支援室及び「まちの保健室」で配布。市ホームページからも出力可。

※ 「地域協力員」は、親族や近隣住民、民生委員など市内在住の方であれば、どなたでも構いません。利用者や家族が 3 名を選任し、承諾書に記入してもらってください。
2. 市が利用の可否について審査し、その結果を通知します。また、利用決定となった方について、事業者（株式会社ソバー二 ☎ 62-5082）に利用者情報を提供します。
3. 利用が決定すれば、事業者と日程調整を行い、通報装置の使用貸借契約を締結の上、事業者による通報装置の設置工事の後、動作確認をして事業者から通報装置の使用方法について説明を受けてください。
4. 通報装置の設置等の完了後に、市から地区の民生委員、まちの保健室、消防本部に利用者情報を提供します。地域協力員には、事業協力依頼書と注意事項を記載した用紙を発送します。
5. サービス利用時の電話代のほか、市民税課税世帯の方については、基本料金（1 か月当たり 1,000 円）が発生します。支払方法は、原則として口座からの引き落としです。
6. 施設入所・転居・転出等で利用の対象外となる場合は、必ず介護・高齢支援室（☎ 63-7599）へご連絡ください。市から、事業者や地域協力員等に利用解除の連絡をしますので、事業者と日程調整の上、通報装置の撤去を完了してください。

利用の際の注意事項

- ・利用者の状況把握のため、2 ヶ月以上にわたっての入院、旅行や親類の家等で過ごす場合など、不在にされる場合は、必ず介護・高齢支援室（☎ 63-7599）へご連絡ください。
- ・市民税課税世帯の方で、3 か月以上の自己負担金の滞納があった場合、利用を解除させていただきます。
- ・利用解除となった場合、施設入所・転居・転出等をされる前に通報装置の撤去に立ち会っていただく必要があります。また、利用者がお亡くなりになった場合は、ご遺族様に通報装置の撤去に立ち会っていただく必要があります。必ず介護・高齢支援室（☎ 63-7599）へご連絡ください。
- ・本事業は、医療行為や保健指導行為、警備業務を行うものではなく、利用者への救命行為を提供するものではありません。また、医療機関での診察の予約、介護施設・事業所等の紹介や手配又は家事等の生活援助を行うものでもありません。

ひとり歩き高齢者等の身元確認等につなげる「見守りシール」

名張市ひとり歩き高齢者等支援サービス事業（見守りシール配布事業）

認知症等によるひとり歩き行動がみられる高齢者等が保護された際に、身元確認・連絡を早期に行えるようにする「見守りシール」を配布します。

対象者

次の①～③の要件を**全て満たす方**が対象です。

- ① 名張市の介護保険被保険者（第1号・第2号被保険者）
※第2号被保険者（40～64歳）の場合は、介護保険法に規定する要介護または要支援に該当していること
※第1号被保険者（65歳以上）の場合は、要介護認定を受けている必要はありません
- ② 在宅で生活している
- ③ ひとり歩き行動で行方が知れなくなるおそれがある

サービス内容

- ・市に提供いただいた高齢者等の見守り台帳（氏名・住所・体調等の状況・連絡先・顔写真等を記載）を名張警察署、消防本部と共有します。
- ・見守り台帳を捜索の初動に役立てたり、登録された高齢者等が保護された際に警察等が「見守りシール」に記載の登録番号と照合することで、早期の身元確認等につなげたりします。

利用の流れ

1. 「名張市ひとり歩き高齢者等支援サービス事業（見守りシール配布事業）利用申請書」と「ひとり歩き高齢者等見守り台帳」を、名張市役所 1 階介護・高齢支援室か、「まちの保健室」に提出します。

※申請書等は、介護・高齢支援室及び「まちの保健室」で配布。市ホームページからも出力可。

2. 市が利用の可否について審査します。

3. 利用が決定すれば、「見守りシール」（10 枚）を送付しますので、くつやかばん等、登録された高齢者等が身に着けるものなどに貼り付けてください。

4. 見守り台帳は市が管理し、名張警察署、消防本部と共有します。登録された高齢者等が外出中に自宅に戻れなくなった場合などに見守り台帳を捜索の初動に役立てるほか、登録された高齢者等が警察署等に保護された際に「見守りシール」に記載の整理番号で本人情報を照会することで、早期の身元確認・家族等への連絡が可能となります。

〔見守りシール 見本〕



布製、耐洗、夜に光る反射タイプのシール（約縦 2.5 cm、横 4 cm）。靴・鞆・衣類等に圧着できます。なお、第 1 通報先として名張市役所と名張警察署の電話番号を記載された名張市の H P に繋がります。



あなたの身近な相談窓口 「まちの保健室」



- ・介護予防や健康づくりなど福祉の様々な相談に応じています。
- ・介護予防教室の開催や、サロン活動などの支援を行っています。
- ・介護保険などの申請代行や介護認定調査を行っています。

地 域	住 所（所在地）		電 話
名 張	上八町 1321-1	名張市民センター内	6 3 - 5 6 9 9
鴻之台・希央台	鴻之台 1-2	中央ゆめづくり館内	6 3 - 0 8 0 5
蔵 持	蔵持町原出 319-1	旧伊賀南部農協蔵持支所内	6 3 - 6 3 7 1
梅 が 丘	梅が丘南 5-184	梅が丘市民センター内	6 1 - 3 7 7 0
薦 原	薦生 1607	薦原市民センター内	6 3 - 6 4 0 0
美 旗	美旗町南西原 229-3	美旗市民センター内	6 5 - 5 8 0 0
比 奈 知	下比奈知 1768	比奈知市民センター内	6 8 - 1 2 7 8
す ず ら ん 台	すずらん台東 3-220	すずらん台市民センター内	6 8 - 5 7 0 0
つつじが丘	つつじが丘北 5-73-2	つつじが丘市民センター内	6 8 - 7 8 0 0
錦 生	安部田 2118	錦生市民センター内	6 3 - 2 5 7 1
赤 目	赤目町丈六 238-1	赤目市民センター内	6 3 - 1 3 8 1
箕 曲	夏見 215	箕曲市民センター内	6 3 - 1 0 7 3
百 合 が 丘	百合が丘西 5-13	百合が丘市民センター内	6 4 - 8 6 0 0
国 津	長瀬 1418	旧長瀬保育所内	6 9 - 1 7 1 8
桔 梗 が 丘	桔梗が丘 5-12-10	桔梗が丘南市民センター内	6 5 - 1 2 9 9

総合福祉センターふれあい

リハビリ機器、カラオケ、茶室、大広間等を備えた施設です。
高齢者の生きがい活動、趣味活動を促進する講座等も開設。
名張市在住で、65 歳以上の高齢者や障害者手帳をお持ちの方
などにご利用いただけます。



【お問い合わせ先】総合福祉センターふれあい ☎ 6 3 - 7 3 9 7
(名張市丸之内 79 番地)